

令和3年度香南市社会福祉協議会事業計画書

【基本方針】

近年、超高齢社会の到来や人口減少、地域における人間関係の希薄化等を背景に人々が直面している福祉課題、生活課題は複雑・多様化しています。さらには、風水害など自然災害が多発し、それに加えて昨年から続く新型コロナウイルス感染状況の中、支援を必要とする人が増加しています。このような様々な福祉課題や多様化する福祉ニーズに対応するため、制度や分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超越して、住民一人ひとりの助け合いを基盤として地域の多様な主体が参画し、地域共生社会の実現をめざした包括的な支援体制の整備が求められています。

香南市社会福祉協議会は、こういった状況の中で地域福祉を推進する中核組織として、社協のもつネットワークを最大限に生かしながら、誰もが安心して暮らすことができる地域共生社会の実現に向け、取り組んでいきます。

【重点目標】

- 1.通所介護事業所の統合により一体的な運営ができ、業務の効率化及び稼働率の向上に努めるとともに利用者へのサービス向上を図ります。
- 2.地域における公益的な取り組みの企画・実施
- 3.若者の居場所づくりの充実
- 4.いやしの里農園・広場の充実

【実施計画】

1 法人運営事業

(1) 組織基盤の充実

理事会、評議員会に加えて、会務・事業運営の効率化を図るため、総務委員会、地域福祉委員会、在宅福祉委員会を置き、組織運営の円滑化及びガバナンスの強化を進めます。

(2) 社会福祉活動顕彰及び啓発事業

社会福祉活動に貢献された方々を顕彰し、感謝の意を表すとともに福祉の心を育みます。また、社協のしおりの発行を通じて地域福祉活動の推進、啓発に努めます。

(3) ボランティアセンター事業

① ボランティア活動の啓発及び学習会・講座の開催

安心安全にボランティア活動や受入れができるよう、コロナ禍におけるボランティア活動に対する正しい知識や情報を習得するための学習会やボランティアの基本についての講座を開催します。活動者の育成を図るとともに、ボランティアニーズの把握を行い、ニーズと活動者を円滑にマッチングできるよう広報誌の発行(年4回)やホームページを通し情報発信に努めます。

またコロナウイルスの影響によりボランティア受入れ施設が減少している中、新たな活動場所の開拓や活動方法の見直しができるよう活動者・団体に対する助言等、支援していきます。

② 災害ボランティアセンターの体制強化

災害ボランティアセンターの設置・運営が効果的に行えるよう、また協力機関とのネットワーク強化のため模擬訓練や災害ボランティア活動に関する研修会を開催し、知識・情報の習得や各機関の役割を確認します。協力機関である青年会議所を通し地元企業との協力体制の構築を図ります。

また災害ボランティアセンターが円滑に運営できるよう設置想定場所である香我美庁舎内のレイアウトや運営ルールの検討を行う等、体制づくりを強化します。

③ ボランティアポイント制度の実施

ポイント付与により新たなボランティア活動の機会の確保や積極的な参加を促し、ボランティア活動を通して介護予防の推進を図ります。

また受入施設の拡充および円滑なコーディネートができるよう、ニーズ把握や個別に説明の機会を設ける等、広く周知していきます。

(4) 地域福祉活動計画の推進

社会福祉法の改正により、経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上、財務規律の強化、地域における公益的な取組みを実施する責務等、一層の自覚を持った対応が求められており、社協は、地域福祉を推進する中核的な組織として、これまで以上に地域の福祉課題、生活課題に即応した福祉活動の開発・実践に率先して取組みます。

また、介護サービスだけでなく、地域の自助、互助を最大限に活用するために、生活支援体制整備事業等と連携するとともに、職員一人ひとりが他事業との関わりを意識し、多様な生活支援の充実や地域における支え合いの体制づくり等に積極的に取組みます。

① 地域福祉活動への参加を促す仕組みづくり

小学校区等の小地域単位で、地域のニーズ・課題整理の場の設定やそれらを協議する場に出向き、地域住民を中心に具体的な取り組みや方法等とともに協議します。また地域課題に取り組むため、生活支援体制整備事業との連携強化を図り、ニーズ調査や社会資源の整理・再発掘を行います。

② 福祉のこころ育て

さまざまな体験活動を通し、ボランティア精神や社会連帯の精神を育むとともに生きる力を育成するため、地域住民を対象とした福祉教育を行います。

③ 関係機関等との連携の強化

関係機関と情報交換をする等連携を強化しネットワークの拡充を図ります。

④ 介護予防・日常生活支援総合事業、生活支援体制整備事業の推進

(5) 地域における公益的な取り組み

社会福祉法に位置付けられた社会福祉法人に対する「地域における公益的な取組

みを実施する責務」や「地域共生社会」の実現に向けた動きに対応するため、「あらゆる生活課題への対応」と「つながりの再構築」を柱とした活動強化が求められる中、複雑化・多様化する地域ニーズに対応するため市内の社会福祉法人と地域全体で解決に向けた仕掛けづくりや仕組みづくりを行います。

① 地域課題の共有および地域課題に対する取り組み

各法人が把握している地域課題を共有し、地域ニーズや現状に応じ、各法人の専門性や地域の社会資源を活用しながら具体的取り組みができるよう方法や役割分担等について協議する場を定期的開催します。

② ネットワークの構築

単独では解決困難なニーズをさまざまな分野がそれぞれの特性や専門性を活かして解決できるよう協力体制を強化します。

また多様な福祉ニーズへの対応力向上を図るため、地域福祉に関する知識・情報の習得や各法人の取組みについて共有する等、法人間の相互理解を図ります。

(6) 職員研修の充実

職員の資質向上や情報共有、各事業所間の相互理解や連携強化のため、研修等の報告や事例検討の場を設け、積極的に相互理解を図り、日頃の業務の振返りに務めます。また、組織力を活かし、地域の課題を情報共有し、職員一丸となって取り組んでいくための体制づくりを強化します。

2 総合相談事業

地域の人々のいろいろな悩みや問題を解消するため相談事業を行います。

* 一般相談 相談窓口としての周知を行い、各種関係機関と連携し、情報提供するとともに問題解消に努めます。

* 法律相談 弁護士による相談所を開設します。

3 会費事業

(1) 会員の拡大及び広報活動

社協活動への理解と協力を求めていくために、各種事業の紹介や地域の情報を掲載し、年6回発行します。また、ホームページによる情報提供の強化を行います。

(2) あげます～ください事業

押入れや物置に眠っている貴重な資源に新たな活動の場が見つかるように、「情報の収集」と「その情報の公開」をお手伝いします。

「あげます～ください」情報として、月1回全戸配布します。

「あげます」と「ください」が一致した場合、事務局が双方の意思を確認のうえ無料で物品を引き取り・お届けします。

4 生活保護つなぎ資金貸付事業

生活保護法に規定する要保護者であって、生活に困窮し、急迫する事情により出費を要する者等に対し、法による扶助費が支給するまでの期間における暫定的援護措置として生活保護つなぎ資金を貸付けます。

5 法人後見事業

成年後見を受任し、判断能力が不十分な方の権利擁護を行います。また、地域住民・関係機関に対し、制度の周知及び情報提供を行います。

6 金銭管理サービス事業

判断能力がある方で、預貯金の引出しや財産管理が困難な方に対して、見守りや財産管理支援を行います。

① 対象者

- * 香南市内在住または住所がある方
- * 身体的理由などにより自身で財産管理ができない方
- * 親族の支援が受けられない方
- * 契約内容を十分理解し、利用を希望される方

② 支援内容

- * 見守り支援…定期的な電話連絡や訪問により、状況確認を行います。
- * 財産管理支援…通帳や印鑑をお預かりし、医療費や税金・公共料金等を支払います。

7 子どもの居場所づくり事業

子ども同士が自由に集える場が少ない、見守りの必要な家庭の実態が見えない等の課題に対し、保護者の孤立感や負担感を軽減する場、地域における見守りの場として居場所づくりを展開することで、その解決を図るとともに、子どもたちが存在価値や自己肯定感を得るきっかけとなるよう取り組みます。

① 昼食の提供

食の確保や他者と食事をする事の楽しみを得られるよう昼食の提供を行います。

② 日中活動の場づくりの拡充

参加者同士の交流やこどもが選択して自由に過ごせるよう日中活動の場づくりを行います。野市町のこども食堂コトコト、夜須町のこども食堂やすまるちょっこりくんに加え、新たに香我美町での展開に向けて学校や地域住民とともに協議します。

③ 見守り体制の整備

関係機関や地域住民と連携し、見守りが必要なこどもや家庭への情報提供等、見守り体制の整備を行います。

④ 若者の居場所の充実

地域においてひきこもりの若者が気軽に立ち寄ることができる「若者の居場所」を開設し、身近な居場所の一つとして自分のペースで出てきて、人や地域と関わりながら生きる力・生活力をより高めていきます。いやしの里広場での園芸、香我美高齢者生活福祉センターでの食事作り、高齢者とのふれあいなどひとり一人に応じた関わりをしていきます。

8 共同募金配分金事業

(1) 高齢者福祉活動事業

① 給食・配食サービス事業

ボランティア・民生委員等の協力を得て、ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯等の希望される方に、安否確認を併せて給食・配食サービスを行います。

② ひとり暮らし高齢者・高齢者世帯交流事業

高齢者の閉じこもり予防や他者との交流により、リフレッシュを図るため、交流事業を行います。

③ 敬老会への協力

敬老会のアトラクション部門を担当します。

(2) 児童福祉活動事業

① 福祉ワーク交流会

市内の小中学生を対象に思いやりの心や協力について関心のある子どもたちの交流を行います。

② 子どもボランティアの集い

市内の小学3年生から高校生を対象に自分たちの町を良くしていくために、自分たちで考えたことを実行する集いを行います。

③ いやしの里ファームでの集い

市内の支援を要する児童を対象にいやしの里ファームや広場で野菜や花の栽培を通じて自己肯定感を培います。

(3) ひとり親家庭福祉活動事業

ひとり親家庭の家族間交流や、家族での外出機会の確保を目的に交流事業を行います。

(4) 障害者福祉活動事業

① 身体障害者社会見学

障害者の閉じこもり予防や、生きがい・楽しみを持てるよう他者との交流や外出の機会を設け、障害者の在宅福祉の充実に努めます。

② 海遊交流会 カヤック・ヨット体験

自然とのふれあいや普段体験できないような活動を通して、楽しい充実した

時間を過ごせるようにします。

③ 障害児交流日帰り遠足

障害児とその家族の外出機会の確保や、家族間の交流により、生きがいや楽しみを持てるよう日帰り遠足を行います。

(5) 福祉教育推進助成事業

安心して暮らせる福祉社会を築くため、ボランティア精神や社会連帯の精神を育むとともに、児童・生徒を通じて家庭及び地域社会に対しても同様に啓発を図ることを目的として、香南市内の小・中学校の行う福祉教育事業に対し助成します。

(6) 歳末たすけあい事業

心豊かに新しい年を迎えられるよう、歳末にひとり暮らし高齢者等（当該年度の4月1日現在75歳以上）におせち料理を配ります。

9 福祉諸団体支援事業

福祉諸団体事務局業務等の支援及び諸団体との連携

各団体の意見を尊重し、任意団体として自主的・主体的活動を基本に連携し、事務局業務等を支援します。また、これらの団体活動の機会が広げられるよう情報提供をするとともに協働して地域福祉を進めます。

- * 民生委員児童委員協議会事務局業務
- * 高齢者クラブ連合会事務局業務
- * 身体障害者連盟事務局業務
- * 母子・父子団体事務局業務
- * 戦没者遺族会事務局業務
- * 明日葉会事務局業務

10 共同募金運動への協力

福祉活動の財源を確保するため、住民の善意に支えられた募金活動を支援します。寄せられた募金（一般募金・歳末たすけあい）は、地域福祉の充実に活用するとともにボランティア活動、福祉施設・団体活動に配分します。

- * 高知県共同募金会香南市共同募金委員会事務局業務

11 受託事業

(1) 香我美高齢者生活福祉センター（指定管理受託）

香我美高齢者生活福祉センターの運営・管理を行い、居住者に対して各種相談・助言及び緊急時の対応、福祉サービスの手続きの援助、地域住民との交流のための各種事業及び交流の場の提供等を行い、高齢者の福祉の増進を図ります。

(2) お達者教室事業

介護保険法に規定されている地域支援事業のうち、一次予防事業対象者に対し、運動機能・口腔機能の向上、栄養改善、認知症予防プログラムを組み合わせ提供することにより、対象者の生活意欲を向上させるとともに、生活機能の維持向上を図り、要介護状態への移行防止を目的とします。

* 事業内容

香我美高齢者生活福祉センター（みかんの里）を拠点とし、市内3か所（サテライト型）で運動機能・口腔機能の向上、栄養改善、認知症予防プログラムを組み合わせた複合型プログラムを実施します。

* 実施場所・曜日

地区名	実施場所	実施曜日
香我美	香我美高齢者生活福祉センター (みかんの里)	月～金曜日 (週5回)
野市	のいちふれあいセンター	月～金曜日 (週5回)
夜須	夜須公民館	月～水曜日・金曜日 (週4回)
吉川	吉川防災コミュニティーセンター	金曜日 (週1回)

- * 利用時間 午前10時から午後3時
- * 利用対象者 65歳以上の方で、①介護保険未認定者
- * ②介護認定が要支援1、または要支援2の方
- * 参加費 利用料250円、昼食代500円（おやつ代含む）
- * 職員体制 支援員4名

(3) 生活困窮者自立支援事業（生活サポートセンターこうなん）

生活の中でのこまりごと・悩みなどを広くお伺いし、自立までの支援を行うとともに、相談内容によって適切な専門機関のご紹介をします。

また、地域住民、民生委員・児童委員、社会福祉施設、専門機関等と連携・協働し、相談者の生活課題に向けた相談・支援の窓口となります。

- ① 問題に対する解決策を一緒に考え、自立への計画を立て、自立のために一緒に目標に取り組めます。また、継続的な伴走型支援に努めるとともに、必要時他機関へのつなぎを行います。
- ② ハローワーク、障害者支援機関、若者サポートステーション等関係機関と連携を図り、困窮者の就労支援に努めます。
- ③ 家計管理に課題を抱える方に対して、家計状況を具体的に理解し、家計管理の力を高めていく支援を行います。生活再生の見通しを立て、相談者の望む生活の実現に向けて、専門機関と連携し、解決のお手伝いをします。
- ④ 地域の社会資源を最大限に活かし、困窮者が地域の中で暮らしやすい環境を整えていきます。また、関係機関と連携し必要な社会資源の開発に努めます。

(4) ファミリー・サポート・センター事業

地域で子育てをしやすい環境づくりを推進するために、登録会員の増員に努めます。メディア等様々な媒体にて広報活動を継続的に行うとともに、地域住民が疑問や不安に思っていることを情報誌等に掲載し、事業の普及に努めます。また、会員だけではなく、地域住民対象の講習会や研修会、交流会等を開催し、知識の向上を図るとともに、顔の見える関係づくりを目指します。会員や地域住民の声に耳を傾け事業運用の見直しを随時実施していきます。

(5) 生活支援体制整備事業

住み慣れた地域で安心して暮らせるように、さまざまな生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化および高齢者の社会参加の促進を図り、地域における支えあいの体制づくりを行います。

① 地域ニーズの把握

地域住民への聞き取りを中心に、地域の特性や高齢者の生活の中での困りごとを小地域単位で把握します。また個別課題を地域課題へと普遍化し、地域全体で取り組みができるようサービス提供体制の構築等を支援します。

② 担い手の育成

地域住民が主体となり地域課題を担うことができるよう、地域の現状・課題の共有や支援方法等について学習会の開催やともに考える機会を設けます。

③ ネットワーク構築やニーズと取組みのマッチング

小地域単位で定期的に地域情報の共有を行い、地域で高齢者を支援する関係者間のネットワーク構築を図ります。またニーズと取組みをマッチングする等地域における支えあいの体制づくりを行います。

(6) 生活福祉資金貸付事業

県社協から委託を受けて、生活福祉資金貸付業務の取次を行い、低所得者世帯、障害者世帯及び高齢者世帯の生活の安定を図ります。

(7) 日常生活自立支援事業

県社協から委託を受けて、判断能力が不十分な方が、地域において自立した生活がおくれるよう支援します。

① 福祉サービスの利用援助

② 日常的金銭管理サービス

③ 書類等の保管サービス

④ 地域住民や関係機関等に対する制度の周知及び情報提供

⑤ 専門員・支援員のスキルアップのための研修等への参加

⑥ 支援員の増員と育成

⑦ 成年後見事業、生活困窮者自立支援事業等と定期的に情報共有を行う

⑧ 有事に備え、関係機関との役割分担や金融機関での手続きについて情報共有・確認を行う

(8) 養育支援訪問事業

* 事業内容

出産後の養育について出産前に支援を行うことが特に必要と認められる妊婦又は養育について特に支援が必要と認められる乳幼児、児童及びその保護者に対して当該居宅において家事や育児をサポートするホームヘルパーを派遣します。

* 対象者（市要保護児童対策地域協議会に特定妊婦、要支援児童、要保護児童として登録されている妊婦及び児童）

- ・妊娠中の体調不良により、身の回りのこと、家事及び育児が困難となっており、特に支援が必要な妊婦
- ・出産後間もない時期で、子育てに対して不安があり特に支援が必要な家庭
- ・家事や育児のサポートを受けて養育環境を整えていくことが特に必要と認められる家庭

* 訪問支援者による援助の内容

- ・家事…食事の準備及び片付け、衣類の洗濯、部屋の掃除・整理整頓など
- ・育児…乳児の授乳、離乳食の手伝い、沐浴のサポートなど

12 障害福祉サービス事業

利用者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるように配慮を行い、利用者の心身やその他の状況およびその置かれている環境、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るように支援を行います。また、障害の特性を理解した専門のヘルパーが各サービスを行い、地域や各関係機関との連携を図りながら社会参加や地域での生活を支援します。

感染症対策については、厚生労働省からの通知に基づき、感染予防および感染拡大防止に向けた行動を促すとともに、毎日の検温の実施、手指消毒、マスク着用等感染防止策を徹底します。

13 介護保険事業

(1) 居宅介護支援事業

- ① 利用者が要介護状態となった場合でも、できる限りその自宅や地域において自らの自由な選択に基づき、かつ有する能力に応じた日常生活を送ることができるよう、関係機関との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に結びつくよう必要な援助を行います。
- ② 利用者の意思や人格を尊重し、利用者の立場に立って、提供する指定居宅サービスが特定の種類、または、特定のサービス事業者に不当に偏ることがないように、公正かつ中立的に行います。
- ③ 認知症高齢者の増加、医療依存度の高い利用者が増加していく状況に対応していくために、医療との連携、他職種と協働し在宅生活に向けて質の高い支援を行います。

す。

- ④ 質の高いケアマネジメントを目指すため、研修会等に積極的に参加し、業務に活かせるよう努めます。
- ⑤ 特定事業所として、24時間体制を整え緊急時の対応を行います。
- ⑥ 感染症対策については、厚生労働省からの通知に基づき感染予防および感染拡大防止に向けた行動を促すとともに、マスク着用、手指消毒を徹底します。また、感染を防止する観点から電話や文書等での対応が可能な場合には必要に応じて代替措置を講じます。

(2) 訪問介護事業

要介護状態にある利用者に対し、居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営む事が出来るように配慮し、身体介護その他生活全般にわたる援助を行います。

① 利用者の生活の質の向上

利用者、家族のニーズを尊重すると共に、利用者の立場に立ったサービスを提供します。また、一定のサービスが提供できるよう標準化したマニュアルをもとに見直しや追加をして周知徹底を行い質の高い介護サービスの提供に努めます。

② 訪問介護員の資質の向上

質の高いサービスが提供できるよう自己研鑽に努めます。定期的にヘルパー定例会を行い情報交換や情報の共有、法令順守に努めていきます。

③ 関係機関との連携

行政、居宅介護支援事業所、他の居宅サービス事業所その他保健・医療機関と密接に連携し情報交換や情報の共有に努め、より良いサービスの提供に努めます。

④ 人材確保

人材確保を行い、安定してサービスを提供できる体制を作ります。

⑤ 感染症対策

厚生労働省からの通知に基づき、感染予防および感染拡大防止に向けた行動を促すとともに、毎日の検温の実施、手指消毒、マスク着用等感染防止策を徹底します。また、訪問の際には事前に職員の体調確認を行うと同時に利用者の体調確認も行い、感染防止に努めます。

第1号訪問事業

要支援認定を受けられた方で、日常生活に支障があり専門的な配慮が必要な方に対して、個別援助計画を作成し在宅で自立した日常生活が送れるように身体介護や生活援助の支援を行います。

(1) 通所介護事業所

令和3年度より、通所介護事業所みかんの里（本体事業所）とほっとやす（サテライト事業所）を統合し、通所介護事業所みかんの里の利用定員を増やして運営を開始します。

事業所を統合することで、今まで以上に一体的な運営を行うことができ、職員への技術指導、技術共有等により利用者へのサービス向上を図ります。

① 利用者への個別ケア

利用者の心身機能の維持や向上を目指し、ケアプランに沿った個別援助計画を作成し、その計画に沿って介護サービスを行うことで利用者の在宅生活が充実し、できる限り元気で安心して過ごせるように努めます。

② 家族との信頼関係の構築

自宅または事業所での日々の状態や変化について共有し、各関係機関とも連携をとりながら、ご本人ご家族が安心してサービスが利用できるよう円滑なコミュニケーションに努めます。また、施設内での行事等を広報誌等で情報提供します。

③ 介護サービスの質の向上

通所介護事業に関わる職員の勉強会、研修会への参加を行い職員ひとり一人の知識及び技術向上を図ります。

④ 感染症対策

マスク着用、咳エチケットや手洗い、手指消毒により感染経路を断ち感染防止に努めます。また、厚生労働省からの「高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版」「介護現場における感染対策の手引き」等を参照し、職員間で情報共有、連携を行い感染症対策を実施していきます。

第1号通所事業

介護度が要支援1、2と認定された香南市内在住の利用者が在宅で充実した生活が送れるよう、各関係機関との連携をとりながら個別援助計画に沿って、必要な日常支援や介護を行い、心身機能の維持向上を図ります。

14 介護保険外福祉サービス事業

香南市在住の65歳以上の方、40歳以上で病気が原因で要支援・要介護状態になった方に対して、適切に相談に応じ日常生活の手助けを行うよう支援します。

15 リフレッシュ移動サロン事業

香南市に居住する概ね70歳以上の独居及び高齢者世帯に対し、閉じこもり防止と心身のリフレッシュを目的として、生活用品の買い出し等の支援を行います。

地域福祉支援員の各地区への訪問活動や利用者へのアンケート調査等でニーズの把握を行い、リフレッシュ移動サロン事業の拡大を行います。また広報誌等で事業の周知を図ります。

16 地域福祉事業

(1) 地域福祉活動

地域福祉支援員設置規程に基づき、住民ニーズの把握や住民主体のまちづくりを進めるため、積極的に地域に出向き地域福祉活動を推進します。

(2) 地域交流事業

四季折々の行事を行い、地域や世代間交流を実施します。

(3) 役職員研修

資質の向上を目的として、研修会等へ参加します。

(4) 香南市介護支援職員派遣事業

香南市の学校が行う野外学習や修学旅行等に介護支援職員を派遣し、入浴等の介助及び引率教職員の補助を行います。

(5) 地域福祉推進団体助成

地域福祉事業助成金交付要綱に基づき、地域支え合いの事業等を実施する団体に対し、費用の一部を助成します。

(6) いやしの里農園・広場の充実

支援を要する児童や若者の居場所として、植え付けから収穫まで行います。また、季節に合った野菜や花を育て、年間を通しての活動ができるよう考えています。中庭のいやしの里広場については、散歩道を整備し、中央にある花壇には季節折々の花を植え、地域の交流事業で幅広く利用できるような環境を整えたいと考えています。